

王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託に係る審査実施要領

第 1. 選考方法

選考は、王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

第 2. 一次審査（50 点満点）

審査は、委員会事務局（まちづくり推進課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位 5 位を選定する。ただし、参加申込書の提出が 5 社を超えない場合はすべての者を二次審査の対象とする。

①業務実績（5 点満点）

対 象：【様式 2】受注実績調書

評価方法：

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した公共所有地活用の活用に係る調査・検討業務を元請（共同企業体の構成員である場合を含む）として履行した実績について、1 件当たり 1 点として加点する。

②技術者実績（25 点満点）

対 象：【様式 4】管理技術者調書

【様式 5】主担当者調書

評価方法：

国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した公共所有地活用の活用に係る調査・検討業務を担当した実績について、管理技術者は 1 件当たり 3 点、主任技術者は 1 件当たり 2 点として加点する。

③価格点（20 点満点）

対 象：見積書（任意様式）

評価方法：本業務の業務規模は、15,378,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）を提案上限額としているため、提出された見積書の金額が、提案上限額に対して、90～100%の範囲外のものは提示した業務規模と大きくかけ離れているものと評価し、価格点として加点しない。

第3. 二次審査（150点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

対 象： 企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法： 審査会において、各審査員（1人につき150点満点）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

第4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審査日： 令和7年6月27日（金）9時00分から（別途連絡）

②場 所： 王寺町やわらぎ会館 3F 小会議室2

③出席者： 1提案者3名以内

④実施時間： 1提案者40分以内（提案30分、質疑応答10分）

・事前準備及び片付けに係る時間は提案時間に含む。

⑤提案内容

- ・「王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託プロポーザル実施要領第2(6)企画提案書の作成③企画提案書」にある内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。（補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない）

⑥プレゼンテーションの順番

- ・プレゼンテーションの順番は、委員会事務局が企画提案書を受理した順番とする。

⑦その他

- ・投影用モニター及び接続用HDMIケーブルは本町で準備するが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や配付資料又は投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。なお、交通遮断等のやむを得ない事情があり、事前に委員会事務局に連絡があった場合はこの限りでない。

第5. 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（200点）の6割（120点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点が同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。